

## ケアプランセンターあすなろ指定居宅介護支援事業運営規定

### (事業の目的)

第1条 株式会社トラネスが開設する居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

#### 第2条

1 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアプランセンターあすなろ
- (2) 所在地 長崎県長崎市西山4丁目474番6

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員 4名以上(主任介護支援専門員1名以上含む)

(管理者及び常勤兼務職員と兼務 1名)

(常勤 3名以上)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

### (営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日:月曜日から土曜日までとする。

ただし、1月1日～1月3日までを除く。

(2) 営業時間:午前8時30分から午後5時30分までとする。

### (居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

#### 1

(1) 利用者の相談を受ける場所

第3条に規定する事業所内

(2) 使用する課題分析票の種類

利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。

(3) サービス担当者会議の開催場所

第3条に規定する事業所内および利用者の自宅

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度

最低月 1回 ※オンライン活用時は2か月に1回

(5) モニタリングの結果記録

1ヶ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費においても徴収しないものとする。

### (通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、長崎市(香焼町、伊王島町、高島町、三和町、野母崎町、池島町、外海町を除く)・時津町・長与町とする。

### (事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

## ケアプランセンターあすなろ指定居宅介護支援事業運営規定

### (苦情処理)

第9条 当事業所は、自ら提供した事業に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

### (その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年6回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社トラネスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### (虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の為の研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおく。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### 附則

この規定は平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年3月1日から改正する。

この規定は、令和3年1月4日から改正する。

この規定は、令和3年4月1日から改正する。

この規定は、令和3年12月1日から改正する。

この規定は、令和4年4月1日から改正する。

この規定は、令和4年12月1日から改正する。

この規定は、令和5年11月1日から改正する。

この規定は、令和6年4月1日から改正する。